

雅秀苑 利用料一覧

入 所

※消費税含む

※施設入所は、要支援と判定された方はご利用できません

1割負担の方

		基本料金 (1日あたり)	実費負担分 (1日あたり)	居住費 (室料/日)	1日の 利用料合計	1ヶ月(30日) の利用料合計
多 床 室	要介護1	967 円	最初の30日(初期加算Ⅱ) 33 円	437 円	3,189 円	95,813 円
	要介護2	1,050 円	食 費 1,445 円		3,272 円	98,303 円
	要介護3	1,120 円	栄養マネジメント強化加算 12 円		3,342 円	100,403 円
	要介護4	1,182 円	夜勤職員配置加算 26 円		3,404 円	102,263 円
	要介護5	1,245 円	サービス提供体制強化加算Ⅱ 19 円		3,467 円	104,153 円
個 室	要介護1	878 円	日用品費・教養娯楽費 250 円	1,728 円	4,391 円	131,873 円
	要介護2	958 円	実費負担分 (1月に1回算定)		4,471 円	134,273 円
	要介護3	1,027 円	科学的介護推進体制加算 65 円		4,540 円	136,343 円
	要介護4	1,091 円	安全対策体制加算 (入所月に1回) 22 円		4,604 円	138,263 円
	要介護5	1,152 円	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ 56 円		4,665 円	140,093 円

2割負担の方

		基本料金 (1日当り)	実費負担分 (1日あたり)	居住費 (室料/日)	1日の 利用料合計	1ヶ月(30日) の利用料合計
多 床 室	要介護1	1,934 円	最初の30日(初期加算Ⅱ) 65 円	437 円	4,245 円	127,637 円
	要介護2	2,100 円	食 費 1,445 円		4,411 円	132,617 円
	要介護3	2,240 円	栄養マネジメント強化加算 24 円		4,551 円	136,817 円
	要介護4	2,364 円	夜勤職員配置加算 52 円		4,675 円	140,537 円
	要介護5	2,490 円	サービス提供体制強化加算Ⅱ 38 円		4,801 円	144,317 円
個 室	要介護1	1,756 円	日用品費・教養娯楽費 250 円	1,728 円	5,358 円	161,027 円
	要介護2	1,916 円	実費負担分 (1月あたり1回算定)		5,518 円	165,827 円
	要介護3	2,054 円	科学的介護推進体制加算 130 円		5,656 円	169,967 円
	要介護4	2,182 円	安全対策体制加算 (入所月に1回) 44 円		5,784 円	173,807 円
	要介護5	2,304 円	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ 113 円		5,906 円	177,467 円

- 入所前の病院の種類や入院期間によって初期加算Ⅰ（1割負担で1日65円）を算定する場合があります。
- 算定している加算内容によってリハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ（1割負担で1日36円）を算定する場合があります。
- 介護職員処遇改善加算 所定単位数×75/1000が加算されます。
- オムツ代は利用料に含まれております。
- 日用品費として、シャンプー・リンス・ティッシュペーパー・タオル代 150円/日を請求させていただきます。
- 電気器具を使用されます場合、電気代として50円/日(消費税込)を請求させていただきます。
- 教養娯楽費として、レクリエーション材料(折り紙・色鉛筆・のり・模造紙等)代 100円/日を請求させていただきます。
- 低所得の方、生活保護受給者の方には、利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【ご希望により利用できるサービス費】

貸しテレビ	1日 …200円・ 半月 …2,300円 ・ 1ヶ月 …4,550円
理美容代	カット …1,600円・ 顔そり …500円・ パーマ …3,700円・ 毛染め …3,700円 マニキュア …4,000円・ シャンプー …1,000円
洗濯	1ネット …1,100円(業者委託の実費) ※原則的にご家族様でお願いします。

※なお、一円の端数処理で差異が生じることがありますので、予めご了承ください。

★利用料は、今後変更する場合がありますので、予めご了承下さい。

令和7年8月1日 現在

雅秀苑 利用料一覧

入 所

※消費税含む

※施設入所は、要支援と判定された方はご利用できません

3割負担の方

		基本料金 (1日あたり)	実費負担分 (1日あたり)	居住費 (室料/日)	1日の 利用料合計	1ヶ月(30日) の利用料合計
多 床 室	要介護 1	2,901 円	最初の30日(初期加算Ⅱ) 99 円	437 円	5,303 円	159,519 円
	要介護 2	3,150 円	食 費 1,445 円		5,552 円	166,989 円
	要介護 3	3,360 円	栄養マネジメント強化加算 36 円		5,762 円	173,289 円
	要介護 4	3,546 円	夜勤職員配置加算 78 円		5,948 円	178,869 円
	要介護 5	3,735 円	サービス提供体制強化加算Ⅱ 57 円		6,137 円	184,539 円
個 室	要介護 1	2,634 円	日用品費・教養娯楽費 250 円	1,728 円	6,327 円	190,239 円
	要介護 2	2,874 円	実費負担分 (1月に1回算定)		6,567 円	197,439 円
	要介護 3	3,081 円	科学的介護推進体制加算 195 円		6,774 円	203,649 円
	要介護 4	3,273 円	安全対策体制加算 (入所月に1回) 66 円		6,966 円	209,409 円
	要介護 5	3,456 円	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ 168 円		7,149 円	214,899 円

- 入所前の病院の種類や入院期間によって初期加算Ⅰ (1割負担で1日65円)を算定する場合があります。
- 算定している加算内容によってリハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ (1割負担で1日36円)を算定する場合があります。
- 介護職員処遇改善加算 所定単位数×75/1000が加算されます。
- オムツ代は利用料に含まれております。
- 日用品費として、シャンプー・リンス・ティッシュペーパー・タオル代 150円/日を請求させていただきます。
- 電気器具を使用されます場合、電気代として50円/日(消費税込)を請求させていただきます。
- 教養娯楽費として、レクリエーション材料(折り紙・色鉛筆・のり・模造紙等)代 100円/日を請求させていただきます。
- 低所得の方、生活保護受給者の方には、利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【ご希望により利用できるサービス費】

貸しテレビ	1日 …200円・ 半月 …2,300円・ 1ヶ月 …4,550円
理美容代	カット …1,600円・ 顔そり …500円・ パーマ …3,700円・ 毛染め …3,700円 マニキュア …4,000円・ シャンプー …1,000円
洗濯	1ネット …1,100円(業者委託の実費) ※原則的にご家族様でお願いします。

※なお、一円の端数処理で差異が生じることがありますので、予めご了承ください。

★利用料は、今後変更する場合がありますので、予めご了承下さい。

令和7年8月1日 現在

<別紙料金表>

		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
		1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)
食費		300	9,000	390	11,700	650	19,500	1,360	40,800	1,445	43,350
居住費	多床室	0	0	430	12,900	430	12,900	430	12,900	437	13,110
	個室	550	16,500	550	16,500	1,370	41,100	1,370	41,100	1,728	51,840
高額介護サービス費			15,000		15,000		24,600		24,600		44,400
日用品費・教養娯楽費		7,500(30日)									
1ヶ月あたりの実質負担額合計(30日)											
多床室	要介護 1	*支払額は区役所より通知されます。		47,100		64,500		85,800		91,473~99,483	
	要介護 2										
	要介護 3										
	要介護 4										
	要介護 5										
個室	要介護 1	*支払額は区役所より通知されます。		50,700		92,700		114,000		127,623~135,573	
	要介護 2										
	要介護 3										
	要介護 4										
	要介護 5										

第1段階	主に生活保護受給世帯
第2段階	年金収入等80万9000円以下
第3段階①	年金収入等 80万9000円超120万円以下
第3段階②	年金収入等 120万円超の市町村民税非課税世帯
第4段階	市町村民税課税世帯

＜別紙料金表＞(2割負担／3割負担の方)

2割負担	年金収入とそのほかの合計所得が280万円以上340万円未満。夫婦の場合はそれらの合計収入が346万円以上463万円未満
3割負担	年金収入とそのほかの合計所得が340万円以上。夫婦の場合はそれらの合計収入が463万円以上

		①		②		③	
		1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)	1日当り	月(30日)
食 費		1,445	43,350	1,445	43,350	1,445	43,350
居 住 費	多床室	437	13,110	437	13,110	437	13,110
	個 室	1,728	51,840	1,728	51,840	1,728	51,840
高額介護サービス費			44,400		93,000		140,100
日用品費・教養娯楽費		7,500(30日)					
1ヶ月あたりの実質負担額合計(30日)							
多床室		108,360		156,960		159,519～184,539	
個室		147,090		195,690		190,239～214,899	

【入所各種加算】…以下のサービスの提供を行った場合は加算の対象となりますのでご了承下さい。(R7.8.1)

加算名		加算額 1割	加算額 2割	加算額 3割	算定 単位		
科学的介護推進体制加算Ⅱ		65 円	130 円	195 円	1月につき	入所者ごとの心身など基本情報及び疾病状況、服薬情報をデータ化し厚生労働省に提出している。	
自立支援促進加算		322 円	644 円	966 円	1月につき	介護度の重度化や寝たきりを防止するため、入所者の自立支援を促進する計画を多職種で作成し、そのデータを厚生労働省に提出している。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		4 円	8 円	12 円	1月につき	褥瘡に対して国の指標に基づいた評価を行い、褥瘡のリスクを計画的に管理し、そのデータを厚生労働省に提出している。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		14 円	28 円	42 円	1月につき	褥瘡に対して国の指標に基づいた評価を行い、褥瘡のリスクを計画的に管理し、そのデータを厚生労働省に提出しており、褥瘡の発生がない場合。	
排せつ支援加算(Ⅰ)		11 円	22 円	33 円	1月につき	排せつ状態の維持や改善に関する支援計画を多職種で作成し、そのデータを厚生労働省に提出している。	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ		56 円	112 円	168 円	1月につき	口腔衛生管理加算Ⅱと栄養マネジメント強化加算を算定しており、かつ、リハビリ実施計画書を厚生労働省に提出し、適切な実施のため情報活用している。	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ		36 円	72 円	108 円	1月につき	リハビリ実施計画書を厚生労働省に提出し、適切な実施のため情報活用している。	
安全対策体制加算		22 円	44 円	66 円	1月につき	安全対策の体制整備が厚生労働省の示す基準を満たしている場合に算定(入所初月のみ)。	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)		54 円	108 円	162 円	1月につき	協力医療機関との間に厚生労働省が定める入所者の状態急変時の入院受入や相談体制を確保しており、かつ、入所者の情報を共有する会議を定期的に開催している。	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		11 円	22 円	33 円	1月につき	ICT等のテクノロジーを導入し、厚生労働省の示す生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に実施し、利用者の安全や介護サービスの質の確保などを推進する。	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		11 円	22 円	33 円	1月につき	感染症発生時の対応について、厚生労働省が定める条件を満たしている医療機関との取り決めや連携ができており、かつ、年に1回以上外部の研修または訓練に参加している。	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		6 円	12 円	18 円	1月につき	厚生労働省が定める条件を満たしている医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等にかかる実地指導を受けている。	
夜勤職員配置加算		26 円	52 円	78 円		夜勤を行う看護職員または介護職員の数が、入所者20人につき1人以上の体制で配置。	
短期集中リハビリ実施加算(Ⅰ)		277 円	554 円	831 円	1日につき	理学療法士、作業療法士等が、入所の日から起算して3か月以内の期間に1週につき概ね3日以上リハビリを実施し、かつ、期間中1月1日必要な情報を厚生労働省に提出している。	
認知症ケア加算		82 円	164 円	246 円		認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた場合。	
外泊時費用		388 円	776 円	1,164 円	月6日 限度	外泊した場合、月に6日を限度として所定の費用に代えて1日につき左記金額を算定。	
ターミナル ケア加算	死亡日以前31日以上45日以下	78 円	156 円	234 円	1日につき	医学的見解に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族等の同意を得てターミナルケア計画が作成され、各職種共同し、ターミナルケアが行われた場合。 (死亡日を含め45日を上限に算定。死亡月にまとめて算定) ※1	
	死亡日以前4日以上30日以下	172 円	344 円	516 円			
	死亡日以前2日	976 円	1,952 円	2,928 円			
	死亡日	2,038 円	4,076 円	6,114 円			
初期加算(Ⅰ)		65 円	130 円	195 円		急性期病院の一般病棟より施設入所した日から起算して30日以内の期間について加算。	
初期加算(Ⅱ)		33 円	66 円	99 円		初期加算(Ⅰ)以外の場合、入所した日から起算して30日以内の期間について加算。	
入退所前連携加算(Ⅰ)		643 円	1,286 円	1,929 円	1回につき	入退所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。	
入退所前連携加算(Ⅱ)		428 円	856 円	1,284 円	1回につき	入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退所に先立ち居宅介護支援事業者に対し、必要な情報を提供し、退所後の居宅サービス等の調整を行った場合。	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		483 円	966 円	1,449 円	1回につき	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合(1回を限度として算定)。	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		515 円	1,030 円	1,545 円	1回につき	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。	
退所時 指導等加算	退所時等 指導加算	試行的退所時指導加算	429 円	858 円	1,287 円	1回限り	入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合。 入所者が退所し、その居宅等において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。 入所者が医療機関へ退所した場合、退所先の医療機関の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。 入所者の退所時に、医師が診療に基づき、訪問看護が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合。
		退所時情報提供加算(Ⅰ)	536 円	1,072 円	1,608 円		
		退所時情報提供加算(Ⅱ)	268 円	536 円	804 円		
	老人訪問看護指示加算	322 円	644 円	966 円			
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ		75 円	150 円	225 円	1回限り	入所時に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者に、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経過及び変更後の状態について退所時または退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)		258 円	516 円	774 円	1回限り	入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)		108 円	216 円	324 円	1回限り	退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方された内服薬の種類に比べて一種以上減少させた場合。	
栄養マネジメント強化加算		12 円	24 円	36 円	1月につき	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する。	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		118 円	236 円	354 円	1月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対して口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対して具体的な技術指導・助言を行い記録を作成する。	
経口移行加算		30 円	60 円	90 円		経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を実施した場合。	
経口維持 加算	経口維持加算(Ⅰ)	429 円	858 円	1,287 円	1月につき	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成した場合。 経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び、会議に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	
	経口維持加算(Ⅱ)	108 円	216 円	324 円			
療養食加算		6 円	12 円	18 円	1食毎	疾病治療の直接手段として適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合。	
緊急時 施設療養費	緊急時治療管理	555 円	1,110 円	1,665 円	月3日 限度	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。	
	特定治療	***	***	***		やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合、診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じた額を算定。	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)		256 円	512 円	768 円	月7日 限度	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回、連続する7日間を限度として算定。	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		514 円	1,028 円	1,542 円	月10日 限度	所定の研修を修了した医師が、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回、連続する10日間を限度として算定。	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		20 円	40 円	60 円	1日につき	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		***	***	***	1月につき	所定の単位数の75/1000を算定。	

※1・死亡前に他の医療機関等へ移った場合又は自宅等に戻った場合には、当施設においてターミナルケアを直接行っていない、退所した日の翌日から死亡日までの間は、請求を行いません。
死亡日にまとめて算定される事から当苑を退所され、その翌月に亡くなられた場合に、前月分の当該加算に係る一部負担金の請求を行う事があります。
よって入所していない月についても請求を行う事があります。